

**補助対象地域**

豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の予定処理区域(■)以外の地域で、次に定める区域を除く地域とする。

**①地域下水道処理区域**

天津、天伯、植田、高根、豊南、日色野、五並、野依台、駒形、大村、むつみね台、若松東、杉山町いすみが丘、下五井、横須賀、石巻金田、杉山町御園、植田三区、野依、下条、雲谷・中原、五号、石巻高井、大山、嵩山、神ヶ谷・神郷

**②その他市長が指定する区域**



**〈対象地域の町名〉50音順**

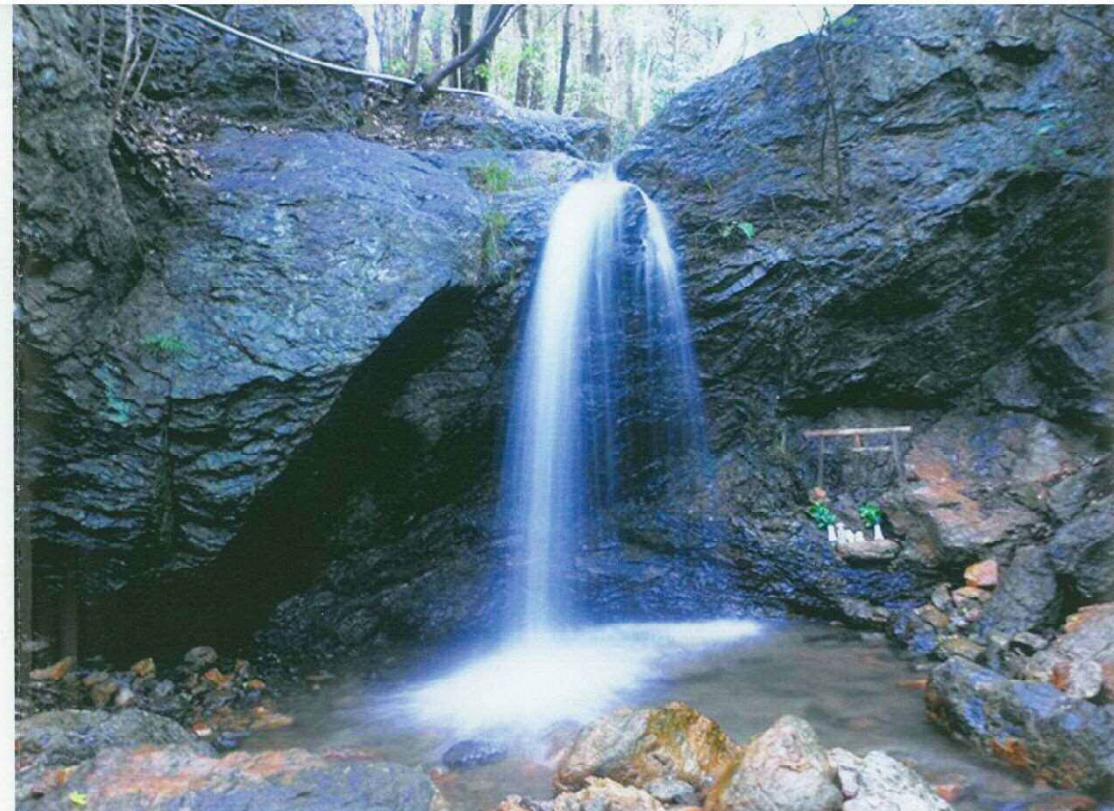
**全域補助対象地域** 青竹町、明海町、石巻小野田町、石巻中山町、石巻西川町、石巻萩平町、石巻平野町、岩崎町、岩屋町、老津町、大崎町、人清水町、賀茂町、川崎町、清須町、新西浜町、神野西町一丁目、神野ふ頭町、高田町、問屋町、原町、東大清水町、東高田町、東幸町、富士見町、船渡町、豊栄町、豊清町、三弥町、南大清水町、吉前町

**一部補助対象地域** 芦原町、伊古部町、石巻町、石巻本町、磯辺下地町、一色町、飯村町、岩田町、植田町、牛川町、雲谷町、梅敷町、瓜郷町、大岩町、大村町、大塙町、大脇町、王ヶ崎町、下条西町、下条東町、小島町、駒形町、小松原町、小向町、佐藤町、下五井町、下地町、城下町、神野新田町、杉山町、嵩山町、高師町、高師本郷町、高洲町、高塚町、多米町、寺沢町、天伯町、中野町、中原町、長瀬町、西赤沢町、西口町、西高師町、西七根町、西半町、西山町、野依町、畑ヶ田町、浜道町、東赤沢町、東七根町、東細谷町、日色野町、富久織町、藤並町、二川町、細谷町、前芝町、松井町、三ノ輪町、牟呂町、横須賀町、若松町

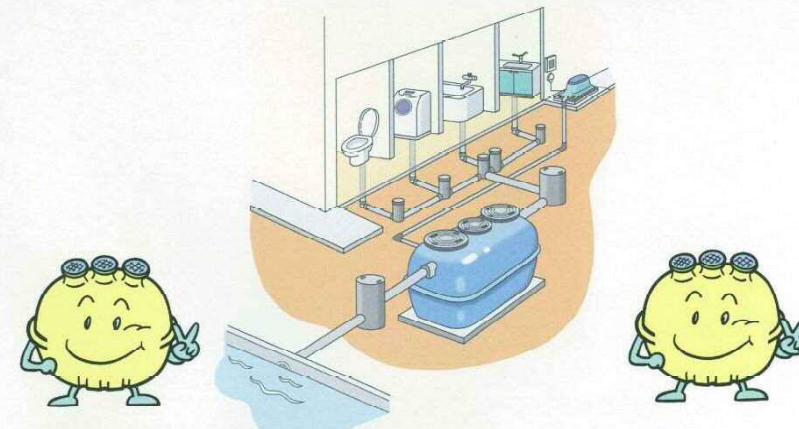
浄化槽の補助金制度に関する問い合わせ先

豊橋市環境部廃棄物対策課 ☎ (0532) 51-2410

R3年3月作成



## 浄化槽設置整備事業補助金制度



豊橋市

# 補助金の 交付を受けるには



私たちの暮らしの中で、美しい海や川は、豊かな自然の恵みや安らぎを与えてくれるかけがえのないものです。その海や川を汚す大きな原因の一つは、私たちが炊事、洗濯、風呂等で使った生活排水です。

合併処理浄化槽を設置すると、すべての生活排水を浄化して放流するため、環境に対しての負荷が非常に少なくなります。

快適な生活と豊かな環境づくりのため、浄化槽補助金制度をご活用ください。

## 浄化槽設置整備事業 補助金制度のあらまし

この制度は海や川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るために、合併処理浄化槽を設置しようとする方にその設置費の一部を補助金として交付するものです。

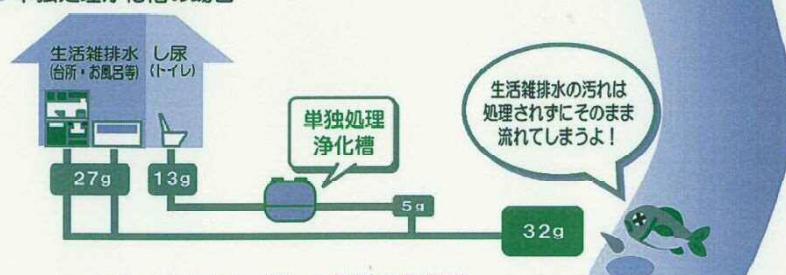
### ●合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の汚水の違い

#### 川や海へ流れ出る汚れの量(1人1日あたりの量・BOD)

##### ●合併処理浄化槽の場合



##### ●単独処理浄化槽の場合



g…1日・1人あたりの汚れの量(BOD負荷量)

合併処理浄化槽はし尿だけでなく台所・洗濯・風呂等からの生活雑排水を併せて処理できるため、汚れを減らして海や川への負荷を少なくすることができます。

### 1 対象となる浄化槽

- ①処理対象人員50人以下の環境配慮型浄化槽(合併処理)
- ②浄化槽法第4条第2項の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量(BOD)の除去率90%以上、かつ放流水のBOD20mg/l以下の機能を有すること。
- ③「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては同指針に適合するもの。
- ④処理対象人員10人槽以下の中のものにあっては全国浄化槽推進市町村協議会に登録した浄化槽であること。

### 2 補助金の交付を受けることのできる方

- ▶単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換(浄化槽設置届出書を伴う改修)  
申請日時点で豊橋市に住民登録があり、豊橋市税を滞納していない方のうち、次の建築物に浄化槽を設置しようとする方

- ①専用住宅
- ②併用住宅(延べ床面積1/2以上を居住の用に供する建築物)
- ③集合住宅
- ④公民館・地域集会所
- ⑤排水の状況が①～④の建築物の排水に類似すると市長が認める建築物  
※新築及び建築確認を伴う大規模な増改築による浄化槽の設置については、補助対象外です。

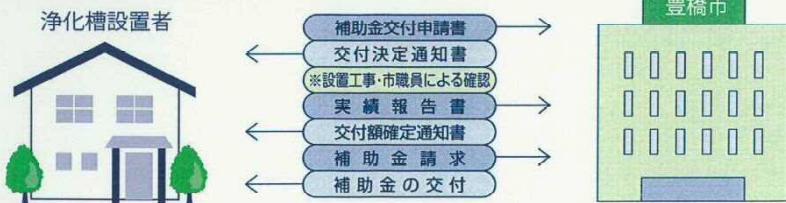
### 3 補助対象地域(裏面を参照)

### 4 補助金の額 設置費の一部を補助金として交付します。

| 人槽区分   | 補助金額                |
|--------|---------------------|
|        | 単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換 |
| 5人槽    | 388,000円            |
| 6～7人槽  | 483,000円            |
| 8～50人槽 | 640,000円            |

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換される方には、左記補助金額に加算して単独処理浄化槽撤去費への補助(上限9万円)があります。  
ただし、単独処理浄化槽を全撤去する場合に限ります。部分的に撤去する場合は、補助対象になりません。

### 5 手続きの方法 補助金交付手続きは次のようにになります。



※設置工事は愛知県知事の登録を受けた工事業者に依頼してください。

### 6 申請される方へ

補助金の申請は毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。

なお、浄化槽法では適切な維持管理(浄化槽の清掃・保守点検・法定検査)が義務付けられています。維持管理を怠った場合、補助金の返還を求める場合があります。ご承知おきください。